



栃木県公報

平成29年
6月19日(月)
号外
第25号

目次

規則

- 栃木県高等学校等修学資金貸与条例施行規則の一部改正…………… 1
人事委員会
- 職員の退職手当に関する規則の一部改正…………… 1

規則

栃木県規則第三十号

栃木県高等学校等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年六月十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県高等学校等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県高等学校等修学資金貸与条例施行規則（平成十四年栃木県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第三号中「**ひまひ修学貸与金**」を「**ひまひ修学貸与金**」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（教育委員会事務局総務課）

人事委員会

栃木県人事委員会規則第十一号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年六月十九日

栃木県人事委員会委員長 田村 澄夫

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則（昭和二十九年栃木県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二 条例第十二条第十項第二号イに規定する人事委員会規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

一 雇用保険法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第二条第一項に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）であつて、同法第二十四条の二第一項第一号に掲げる者に該当するもの

二 雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に該当するもの

三 雇用保険法第二十四条の二第一項第三号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第二十四条の二第一項第三号に掲げる者に該当するもの

2 条例第十二条第十項第二号ロに規定する人事委員会規則で定める者は、前項第二号に定める者とする。

別記様式第四（表面）中

技能	受 講 手 当	日額	円	月	日	支給開始
習得	特定職種受講手当	月額	円	月	日	支給開始
手当	通 所 手 当	月額	円	月	日	支給開始
寄 宿 手 当		月額	円	月	日	支給開始

に

技能	受 講 手 当	日額	円	年	月	日	支給開始
習得		月額	円	年	月	日	支給開始
手当	通 所 手 当	月額	円	年	月	日	支給開始
寄 宿 手 当		月額	円	年	月	日	支給開始

に改める。

記 録 簿 類 別 表 (概 括) 中

技能	受 講 手 当	日額	円	月	日	支給開始
習得	特定職種受講手当	月額	円	月	日	支給開始
手当	通 所 手 当	月額	円	月	日	支給開始
寄 宿 手 当		月額	円	月	日	支給開始

に

技能	受 講 手 当	日額	円	年	月	日	支給開始
習得		月額	円	年	月	日	支給開始
手当	通 所 手 当	月額	円	年	月	日	支給開始
寄 宿 手 当		月額	円	年	月	日	支給開始

に 「延長する日数 月」に「延長す

	年 月 日支給開始
--	-----------

る日数 日」に定める。

別記様式第十川〇川(表画)中「待機日数」を「待期日数」と、「又は」を「、特定地方公共団体又は」に改め、同様式(裏画)柱通事項第1項中「就業手当等」を「就業手当に相当する退職手当等」と、「就業手当の」を「就業手当に相当する退職手当の」に改め、同様式(裏画)柱通事項第川項中「2の「就職先の事業所」欄」を「2欄」と、「すべて」を「全て」に改め、同様式(裏画)柱通事項第川項中「2」を「2欄」に改め、同様式(裏画)柱通事項第川項中「すべて」を「全て」と、「「ニ 就業の内容」欄」を「「ニ 就業内容」欄」に改め、同様式(裏画)柱通事項第川項中「3及び4欄」を「4欄及び5欄」に改め、同様式(裏画)柱通事項第7項中「5欄」を「6欄」に改め、「なお」の次に「、「特定地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい」を挿入。

別記様式第十五(表画)中「当公共職業安定所の」を「 の」と、「公共職業安定所長」を「証明者」を「証明者」に改め、

⑥年	講 開 始	月 日	⑦年	受 講 終 了 予 定	月 日
乗 車 (船) の	場 所		下 車 (船) の	場 所	

⑥年	講 開 始	年 月 日	⑦年	受 講 終 了 予 定	年 月 日
乗 車 (船) の	場 所 (出 発 空 港)		下 車 (船) の	場 所 (到 着 空 港)	

※鉄 道 賃			※船 賃		※車 賃		※移 転 料		※着後 手当	
距離	運賃	急行 料金	計	距離	運賃	距離	支給額	距離	支給額	支給額
キロメ ートル	円	円	円	キロメ ートル	円	円	円			
								キロメ ートル	円	円

※鉄 道 賃				※船 賃		※航 空 賃		※車 賃		※移 転 料		※着後 手当
距離	運賃	急行 料金	計	距離	運賃	距離	運賃	距離	支給 額	距離	支給額	支給額
キロメー トル	円	円	円	キロメー トル	円	キロメー トル	円	キロメー トル	円			
										キロメー トル	円	円

り

「給与される」や「支給される」となる。回覧報（紙面）に掲載する川野中「には」の次に「、公共職業安定所長、特定地方公共団体の長又は職業紹介事業者の証明を受けること。また」や別の回覧報（紙面）に掲載する川野中「から」や「及び」となる。

回覧報紙十中

鉄 道 賃				船 賃		車 賃	
距離 〔キロ メートル〕	運賃 (円)	急行 料金 (円)	計 (円)	距離 〔キロ メートル〕	運賃 (円)	距離 〔キロ メートル〕	支給額 (円)

り

鉄	道	賃	船	賃	航	空	賃	車	賃
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

